答 申 第 2 1 6 号 平成 1 8 年 3 月 2 3 日

千葉県代表監査委員 山下 重毅 様

千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について(答申)

平成17年8月17日付け監査第94号による下記の諮問について、別紙のとおり答申 します。

記

平成17年7月19日付けで異議申立人から提起された平成17年6月29日付け監査第63号及び監査第65号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県監査委員(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年6月29日付け監査第63号及び第65号で行った行政文書不開示決定(以下両決定を併せて「本件決定等」という。)の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

過去の監査結果で介護保険法の通所介護事業者の鋸南町が同事業を一般会計で処理 するのが違法であるのが明らかとなったのに、それと違う解釈をしていた根拠となる 書類がないことはない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 不開示の理由について

ア 開示対象となる文書

実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条にその職務権限が規定されており、千葉県及び千葉県が財政的援助を与えているもの等(同条第7項)の事務の執行等を監査している。

異議申立人は、「市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合については、H11.7.27付厚生省からの事務連絡「いわゆる「公設民営」等の取扱いについて」で明らかなのに違う解釈ができることについてわかる書類」(以下「請求1」という。)の開示請求においては、保健福祉事業に関する文書の開示を、「別添のとおり介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町が介護保険法41条1項、4項の違反をしているのに、違法が是正されなくてよい根拠についてわかる書類(別添として鋸南町長発平成17年2月23日付け鋸保福第149号公文書不存在決定通知書の写しを添付)」(以下「請求2」という。)の開示請求においては、鋸南町の介護事業に関する文書の開示をそれぞれ求めているものであるが、千葉県においては、健康福祉部保険指導課(以下「保険指導課」という。)が介護保険法(平成9年法律第123号)に関する事務を所掌している。

実施機関は、健康福祉部の事務について、地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査(以下「定期監査」という。)を毎年度行っており、また、鋸南町の介護事業に関しては、同法第242条第1項に基づく請求(以下「住民監査請求」という。)をこれまでに10件受け付けている。

したがって、対象文書を保有しているとすれば、上記定期監査及び住民監査請求 に関する文書として保有している場合に限られる。

イ 対象文書について

(ア) 請求1に係る文書について

本件決定等を行うに当たり実施機関は、請求1の対象文書は、市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合についての見解を示している平成11年7月27日付けの厚生省からの事務連絡と違う解釈が記録されている文書と判断した。

(イ) 請求2に係る文書について

本件決定等を行うに当たり実施機関は、請求2について異議申立人が請求した 対象文書は以下のような文書であると判断した。

まず、異議申立人が「別添のとおり」として添付した鋸南町長による公文書不存在決定通知書の写しは、開示請求のあった公文書を保有していないことを理由に当該公文書を非開示とした決定を通知したものにすぎず、異議申立人が請求する「鋸南町が介護保険法第41条第1項、第4項の違反をしているのに、違法が是正されなくてよい根拠についてわかる書類」について、具体的に明らかにするものではない。

したがって、請求2に係る文書は、鋸南町が介護保険法第41条第1項、第4項の違反をしている事実及びそれが違法であることが明らかにされており、かつ、その違法は是正されなくてよいという根拠が記録されている文書であると判断した。

ウ 保有について

(ア) 健康福祉部に対する定期監査に関する文書について

定期監査に際して監査対象である健康福祉部の各かい(予算の令達を受けてこれを執行する権限を有する機関として千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)で定められたものをいう。)から監査委員に提出される監査資料は、かいの収入や支出について所定の様式に従い作成した文書のみであり、請求1及び請求2に係る文書は取得しておらず、また、監査委員の作成した文書の中にも、請求1及び請求2に係る文書は存在しない。

(4) 鋸南町の介護事業に関する住民監査請求の文書について

上記10件の住民監査請求において提出のあった措置請求書、事実証明書及び 証拠中に請求1及び請求2に係る文書は存在しない。

当該住民監査請求に関して知事から提出された意見書及び実施機関が作成した 文書中にも、請求1及び請求2に係る文書は存在しない。

エ 以上のことから、千葉県情報公開条例第12条第2項の規定により、本件決定等を行ったものである。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立人は、過去の監査結果で介護保険法の通所介護事業者の鋸南町が同事業を 一般会計で処理するのが違法であるのが明らかになったと主張し、そのことを理由に、 本件決定等の取消しを求めている。

異議申立人は、主張の監査結果を具体的に示していないが、上記定期監査及び住民 監査請求の監査結果においては、申立人の所論の違法が明らかになった事実はなく、 また、鋸南町など他の地方公共団体の監査結果は、監査委員が請求1及び請求2に係 る文書を保有していることの理由とはならないから、いずれにせよ異議申立人の主張 は失当と言わざるを得ない。

したがって、異議申立人の主張は理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求等及び本件決定等について

異議申立人は、実施機関に対し平成17年5月31日付けで請求1の行政文書開示請求及び平成17年6月8日付けで請求2の行政文書開示請求(以下両請求を併せて「本件請求等」という。)を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求等に係る行政文書を調査したが、当該行政文書は存在しないとして、本件決定等を行った。

- (2) 本件請求等に係る対象文書の不存在について
- 実施機関は、本件請求等に係る行政文書が存在しないと説明するので、以下検討する。
 - ア 請求1に係る行政文書は、市町村が介護保険法第175条に規定する保健福祉事業として施設の運営を行わない場合について平成11年7月27日付けの厚生省からの「いわゆる「公設民営」等の取扱いについて」の事務連絡とは違う解釈ができることについて記録されている文書であり、また、請求2に係る行政文書は、通所介護事業者の鋸南町が介護保険法第41条第1項、第4項の違反をしている事実及びそれが違法であることが明らかにされており、かつ、その違法は是正されなくてよいという根拠が記録されている文書であると認められる。
 - イ 実施機関の説明によれば、実施機関が保有する行政文書の中で、本件請求等に係る行政文書が含まれている可能性がある範囲については、健康福祉部の事務についての定期監査及び鋸南町の介護事業に関しての住民監査請求に関する文書として保有している場合に限られるとしている。
 - ウ 確かに、千葉県組織規程(昭和32年千葉県規則第68号)によれば、介護保険 法の施行に関する事務は、健康福祉部が所掌しており、実施機関は、介護保険法の 施行に関する事務を所掌している健康福祉部の監査を実施しているにすぎないの であるから、実施機関が保有する行政文書の中で、本件請求等に係る行政文書が存 在する可能性があるものは、健康福祉部に対する定期監査に関する文書及び鋸南町 の介護事業に関する住民監査請求に関する文書に限られるとする実施機関の説明 に不合理な点は認められない。

そして、実施機関の説明によると、健康福祉部に対する定期監査に関する文書及

び鋸南町の介護事業に係る住民監査請求に関する文書中に本件請求等に係る行政 文書は存在しないとのことであり、これを否定するに足りる根拠は、審査の過程に おいて確認することができなかった。

- エ そうすると、本件請求等に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不 合理な点は認められない。
- オ さらに、異議申立人は、過去の監査結果で介護保険法の通所介護事業者の鋸南町が同事業を一般会計で処理するのが違法であるのが明らかになったと主張するが、 実施機関は定期監査及び住民監査請求の監査結果において、異議申立人の主張する 違法が明らかになった事実はないと説明し、異議申立人において当該主張の具体的 な根拠を示しているものでもないので、当審査会としては異議申立人の当該主張は 採用することができない。
- カ なお、念のため介護保険に関する住民監査請求に関して実施機関に確認したが、 鋸南町以外の介護保険事業に係る住民監査請求の文書はなかった。
- キ したがって、本件請求等に係る行政文書は存在しないと判断する。
- (3) 結 論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定等は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容		
17. 8.17	諮問書の受理		
17. 9.16	実施機関の理由説明書の受理		
18. 2.20	審議		

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

	氏	名		職業等	備考
岩	間	昭	道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大	田	洋	介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐	野	善	房	弁護士	
福	武	公	子	弁護士	

(五十音順:平成18年2月20日現在)